

## 北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
〔企業管理規程第13号〕

改正	平成26年12月25日	企業管理規程第4号
	平成27年4月1日	企業管理規程第3号
	平成28年3月1日	企業管理規程第6号
	平成29年3月1日	企業管理規程第4号
	平成30年3月1日	企業管理規程第2号
	平成31年3月1日	企業管理規程第1号
	令和2年3月1日	企業管理規程第1号
	令和2年6月1日	企業管理規程第5号
	令和2年9月1日	企業管理規程第9号
	令和2年12月1日	企業管理規程第10号
	令和3年4月1日	企業管理規程第2号
	令和4年2月15日	企業管理規程第5号
	令和4年3月1日	企業管理規程第6号
	令和4年3月31日	企業管理規程第8号
	令和4年6月1日	企業管理規程第10号
	令和4年10月1日	企業管理規程第13号
	令和4年11月11日	企業管理規程第14号
	令和5年3月1日	企業管理規程第1号
	令和5年3月23日	企業管理規程第3号
	令和5年8月1日	企業管理規程第8号
	令和6年3月1日	企業管理規程第1号
	令和6年12月1日	企業管理規程第9号
	令和7年3月21日	企業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員か

ら自己名義の預金口座への振込みの申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 団体契約にかかる生命保険料及び損害保険料
- (2) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく貯金
- (3) 兵庫県市町村職員共済組合が行う貯金事業の預金及び貸付事業の償還金
- (4) 個人年金共済制度の掛金
- (5) 個人型確定拠出年金の掛金
- (6) 院内保育所及び院内病児・病後児保育室の利用にかかる保育料等
- (7) 職員の居住の用に供する職員宿舎の使用料
- (8) 職員団体の組合費
- (9) 所属する医師会にかかる会費
- (10) 医療機器等の破壊、紛失等にかかる損害賠償金
- (11) 職員互助会にかかる会費
- (12) 病院施設内の個人的使用料等
- (13) 前各号に掲げるもののほか、給与から控除する必要があるものと病院長が認めるもの  
(給料の支給)

第3条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の20日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その期間の現日数から北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団管理規程第8号。

以下「就業規程」という。)第24条第1項に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算(以下「日割計算」という。)する。

(休職等の場合の給料の支給)

第4条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (7) 給与を支給しないこととされている休暇(以下「無給の休暇」という。)を与えられ、又は無給の休暇の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、又は法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表(1) (別表第1)
- (2) 医療職給料表(2) (別表第2)
- (3) 医療職給料表(3) (別表第3)
- (4) 事務職給料表 (別表第4)

2 給料表に定める職務の級に分類する場合の基準となるべき職務の内容については、企業長が別に定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が別に定める基準に従い決定する。

2 職員が現に格付けされている職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、企業長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては57歳。次項において同じ。)を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び医療職給料表(2)、医療職給料表(3)又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として企業長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、次の各号に掲げる号給数とする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 2号給

(2) 勤務成績が特に良好である職員 1号給

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規程第23条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(短時間勤務職員の給料)

第8条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び育

児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第9条 条例第4条に規定する企業長が指定する管理又は監督する地位にある職員及び支給する管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

給料表区分		職務の級における 役職名	支給月額
給料表	職務 の級		
医療職給料表（1）	4	病院長	350,000円
		副院長	200,000円
医療職給料表（2）	5	副院長	120,000円
		部長	100,000円
		次長	80,000円
	4	課長、室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副室長	50,000円
医療職給料表（3）	5	副院長	120,000円
		部長	100,000円
		次長	80,000円
	4	課長、室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長	50,000円
事務職給料表	5	理事	120,000円
		部長、参事	100,000円
		次長	80,000円
	4	課長、室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長	50,000円

- 2 前項の表に規定する役職名以外の役職を有する者に対する管理職手当の額は、担任する職務の内容、職責等を考慮して企業長が別に定める。
- 3 第1項に掲げる一の職を占める職員が、同項に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病（以下「公務傷病等」という。）にかか

り条例第20条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。以下同じ。)には、管理職手当は、支給しない。

- 5 前項の場合において、管理職手当を支給する職について、支給期間の全部を代理した職員については、その代理した職について定められた管理職手当を支給することができる。

(役職手当)

第10条 条例第5条に規定する役職手当の支給対象の職員及び額は、次に掲げるとおりとする。ただし、第9条に規定する管理職手当の支給対象の職員は、これを支給しない。

給料表区分	役職名	支給月額
医療職給料表(1)	感染対策部長、医療の質・安全管理部長、診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、認知症診療センター長、臨床研修センター長、患者総合サポートセンター長	30,000円
	診療科長(所管する所属に診療科長以外の職員が所属している場合)	20,000円
	診療科長(所管する所属に診療科長以外の職員が所属していない場合)	10,000円

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による役職手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、第2項から第4項までの項中「管理職手当」とあるのは「役職手当」と読み替えるものとする。

(扶養手当)

第11条 条例第6条に規定する扶養手当の月額は、同条第2項第1号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届（様式第1号）により企業長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 4 企業長は、職員から前項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうかを審査し、扶養親族として認定するものとする。
- 5 条例第6条第2項に該当する扶養親族があっても次の各号に掲げる者は、扶養親族としての認定を行わないものとする。
  - (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
  - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
  - (3) 重度心身障害者については、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 6 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である事実の証明がある場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。
- 7 企業長は、扶養親族の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養親族たる要件を具備しているかどうかを証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 8 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15

日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

第12条 条例第7条に規定する地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる職員（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修中の者並びに医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年未満の医師又は歯科医師（以下「研修医」という。）を除く。） 100分の10
- (2) 前号以外の職員 100分の4  
(住居手当)

第13条 条例第8条に規定する企業管理規程で定める職員は、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 企業団が設置する職員宿舎に居住している職員
- (2) 企業団が借上げた職員宿舎に居住している職員
- (3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で第11条第3項の規定による届出がされている者に限る。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び企業長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

3 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定



める額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
  - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
- 4 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第2）により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額に変更があった場合についても、同様とする。
  - 5 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
  - 6 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長が別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
  - 7 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
  - 8 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
  - 9 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当）

第14条 条例第9条に規定する通勤とは、職員が勤務のためその者の住居と

勤務場所との間を往復することをいう。

- 2 条例第9条第1号に規定する職員の通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として企業長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第7項で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 条例第9条第2号に規定する職員の通勤手当の額は、その者の自動車等の使用距離（職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路をいう。以下同じ。）に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあつては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額）とする。
  - (1) 片道5キロメートル未満の者 2,000円
  - (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者 4,200円
  - (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者 7,100円
  - (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 10,000円
  - (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 12,900円
  - (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 15,800円
  - (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 18,700円
  - (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 21,600円
  - (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満の者 24,400円

- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 26,200円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 28,000円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 29,800円
- (13) 片道60キロメートル以上の者 31,600円

- 4 条例第9条第3号に規定する職員の通勤手当の額は、第7項で定めるところにより算出したその者の1月当たりの運賃等相当額と、前項に定める額(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満のものである場合を除く。)との合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- 5 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 7 第2項及び第4項に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通  
用期間が支給単位期間である定期券の価額
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認めら  
れる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事す  
る職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
  - (3) 企業長の定める交通機関等 企業長の定める額
- 8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

- 9 条例第9条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、企業長が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
- 10 条例第9条第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車及び自動車とする。ただし、企業団の所有に属するものを除く。
- 11 職員は、新たに条例第9条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第3号）により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。
- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- (2) 派遣等により勤務場所を異にした場合
- 12 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 13 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 14 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 1 5 条例第9条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することはできない。
- 1 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第3条第1項に規定する給料の支給日に支給する。
- 1 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。
- 1 8 企業長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(時間外勤務手当)

第15条 条例第10条に規定する時間外勤務手当の額は、当該勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第26条の規定により、あらかじめ就業規程第24条第2項又は第25条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(週休日の振替等(就業規程第26条第

- 1 項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。) が同一週において行われる場合の、就業規程第 24 条第 1 項又は第 25 条の規定によりあらかじめ割り振られた週休日に勤務することを命ぜられた時間を除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 35 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項 (第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 50
- 5 就業規程第 29 条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50 から第 3 項に規定する割合を減じた割合
- 6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 7 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務を

したときは、前日の時間外の勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務は、前日の時間外勤務として取り扱う。

- 8 公務による旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間に勤務したものとみなす。ただし、旅行の目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ命じられた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する
- 9 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月の全時間数とし、それぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(休日勤務手当)

第16条 条例第11条に規定する休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

- 2 休日勤務手当は、休日における正規の勤務時間に相当する時間中における実働時間に対して支給するものとし、休日において正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。
- 3 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 4 勤務が2日にまたがる勤務で、その1日が休日に当たるときの休日勤務手当は、休日に当たる日の勤務に対してのみ支給する。
- 5 前条第9項の規定は、休日勤務手当について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数(当該年度の日数から週休日及び休日(就業規程第31条に規定する休日をいう。以下同じ。))の日数を減じた日数をいう。ただし、週休日と休日が重なる場合における休日は除く。)を乗じたもので除した額とする。

(夜間勤務手当)

第18条 条例第12条に規定する夜間勤務手当の額は、次の各号に掲げる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる勤務1回につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 11,000円

- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く。） 6,000円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間超4時間未満の勤務 5,000円
- (4) 深夜における勤務時間が1時間超2時間以下の勤務 3,000円
- (5) 深夜における勤務時間が1時間以下の勤務 1,500円  
(宿日直手当)

第19条 条例第13条に規定する宿日直手当の額は、宿日直勤務又は宅直勤務（救急呼出に備えて自宅等において待機を行うことをいう。以下同じ。）

1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が行う次に掲げる勤務の区分に応じて定める額

- ア 宿日直許可勤務（労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に規定する許可を受けた宿日直勤務をいう。以下同じ。） 35,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

- イ 宅直勤務 5,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

- (2) 医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員が行う宿日直勤務 9,000円

- (2) 医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員が行う次に掲げる勤務の区分に応じて定める額

- ア 宿日直勤務 9,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

- イ 宅直勤務 5,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

- (3) 前2号に規定する職員以外の職員が行う宿日直勤務又は宅直勤務 4,200円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

(医師手当)

第20条 条例第14条に規定する医師手当は、月額により支給するものとし、その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 研修医を除く医師及び歯科医師 給料の月額に100分の15を乗じて得た額

- (2) 医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に10,000円を乗じて得た額に、次に掲げる区分に応じて定める額を加算した額（ただし、その額が200,000円を超える場合は200,000円とする。）

- ア 研修医 15,000円



イ 専攻医 35,000円

ウ ア及びイ以外の医師及び歯科医師 40,000円

(3) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合又は診療報酬請求の要件に該当する資格を有し、その資格により診療報酬の請求ができる場合並びに学会の施設認定の標榜に寄与する資格を有する場合 当該資格の数に5,000円を乗じて得た額（ただし、その額が20,000円を超える場合は20,000円とする）。

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医の資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 5,000円

2 前項第3号及び第4号に規定する医師手当の支給は、当該要件に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、支給の開始については、当該資格の確認が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その確認をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 医師手当の支給の対象となる職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

（専門業務手当）

第21条 条例第15条に規定する専門業務手当は、次の各号に掲げる職員に月額により支給するものとし、その額は当該職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、第1号から第6号に定めるもののうち、2以上の号に該当する場合は額の多い手当額とする。

(1) 専門看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 5,000円

(2) 特定行為に係る研修制度を修了した看護師で、特定行為として認定されている分野の業務を行う者 4,000円

(3) 認定看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3,000円

- (4) 助産師で分娩の介助等の業務に従事する者 3, 000円
  - (5) 医学物理士で放射線治療計画の立案及び放射線治療装置の管理等の業務に従事する者 給料月額に100分の10を乗じて得た額
  - (6) 体外循環技術認定士として認定されている者で、当該認定されている分野の業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3, 000円
  - (7) 前6号に定めるもののほか、資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が認めた者 資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が別に定める額
  - (8) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 12, 000円
- 2 前項第1号から第6号に規定する手当の支給を受ける職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(特殊勤務手当)

第22条 条例第16条に規定する特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別診療等手当
  - (2) 救急医療体制等確保手当
  - (3) 災害派遣等手当
  - (4) 防疫等作業手当
  - (5) 在宅勤務等手当
- 2 前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(期末手当)

第23条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 専従休職者（専従許可を受けている職員をいう。）
- (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第2項に規定する職員以外の職員
- (6) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

- (7) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員
- 2 条例第17条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は特別職の職員となった者(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)
- (3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体(期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を在職期間に通算することを認めているものに限る。)の職員(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)となった者
- (4) その退職が、法第28条第4項の規定による失職又は法第29条第1項の規定による免職の処分を受けた職員で退職した者
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 職務の級が医療職給料表(1)の2級以上である職員、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び事務職給料表の3級以上の職員並びにその職務が役職にあるものとして別表第6で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表の職

員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表の加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

7 第3項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

(1) 第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 休職にされていた期間（第1項第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）については、その2分の1の期間

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第7号。以下「育休条例」という。）第5条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第5条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(5) 第1項第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

8 公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。

9 基準日以前6月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した期間を、第7項の在職期間に算入する。

(1) 特別職に属する常勤の職員

(2) 国又は他の地方公共団体の職員（引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）

(3) 前2号に準ずるものとして企業長が認める職員

10 前項の期間の算定については、第7項及び第8項の規定を準用する。

- 1 1 条例第 2 3 条第 2 項の管理規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
  - (1) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業していた期間
  - (2) 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる職員として在職した期間
  - (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職の期間を除く。）
- 1 2 企業長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
  - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 1 3 条例第 1 7 条第 2 項、前項及び第 1 7 項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
- 1 4 第 9 項に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 1 5 企業長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 1 6 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成 2 2 年北播磨総合医療センター企業団条例第 3 号）第 2 条に定める掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から 2 週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。
- 1 7 企業長は、第 1 2 項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない

い。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

18 前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

19 企業長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

20 第12項から前項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(勤勉手当)

第24条 条例第18条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日に在職する職員(条例第18条第2項において準用する条例第17条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (2) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する職員
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第3項に規定する職員以外の職員

2 条例第18条第1項後段の企業長が定める職員は、前条第2項の規定を準用する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)と勤務期間による割合(以下「期間率」という。)とを乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 前条第6項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第24条第4項」と、「第3項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第3項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員
- ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の124以上100分の315以下
- イ 勤務成績が優秀な職員 100分の112.5以上100分の124未満
- ウ 勤務成績が良好な職員 100分の92.5以上100分の105以下
- エ 勤務成績が良好でない職員 100分の92.5未満
- (2) 北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条に規定する特定任期付職員
- ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下
- イ 勤務成績が良好な職員 100分の71以上100分の77.5以下
- ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満
- 7 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいず

れに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.5以上
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の46以上100分の50以下
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46未満

8 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、別表第7に掲げる勤務期間に対応する期間率とする。

9 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

- (1) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
- (3) 条例第20条の規定により給与の減額の対象となった期間
- (4) 負傷又は疾病(その負傷又は疾病が公務若しくは通勤に起因する場合を除く。)により勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第23条第7項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した全期間
- (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (7) 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第10号)第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 就業規程第36条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 就業規程第37条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間



10 条例の適用を受ける職員としての在職期間の計算については、前条第9項の規定を準用する。

11 前項の期間の算定については、第9項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

12 前条第12項から第20条までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(期末手当等の支給日)

第25条 条例第17条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日に支給する。

(1) 6月1日 6月30日

(2) 12月1日 12月10日

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数計算)

第26条 第23条第3項の期末手当基礎額及び第24条第3項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(手当の支給方法)

第27条 第3条の規定は、管理職手当、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、医師手当及び専門業務手当の支給について準用する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、当該勤務した日の属する月の翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第28条 給与の減額の基礎となる時間数は、一の給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給与から差し引くものとする。

3 職員が負傷又は疾病のため療養（公務傷病等のため療養する場合を除く。）する必要がある、就業規程第34条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該休暇が発生した日から起算して90日（結核性疾患の場合は1年）を超えて勤務しないときは、その90日（結核性疾患の倍は1年）を超えて勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの

給与額を減額するものとする。

(休職者の給与)

第29条 条例第21条に規定する休職者に対する給与の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員が公務傷病等により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
  - (2) 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
  - (3) 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
  - (4) 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 2 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で条例第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職又は死亡したときは、第25条に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第23条第2項第2号から第4号までに掲げる職員については、この限りでない。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、条例第17条第2項及び第23条第12項から第20項の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(防疫等作業手当の特例)

- 2 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（企業長が認めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって企業長が認めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事した場合における防疫等作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定めるところにより支給する。
- 4 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 前項の規定は次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 医師及び歯科医師
  - (3) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第2号）第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
  - (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この

項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(企業長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則 (平成26年12月25日企業管理規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第19条、第24条及び附則第5項の規定については、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(非常勤職員の通勤手当)

3 附則第1項の規定は、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程(平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第9号)第21条の規定による通勤手当について準用する。この場合において、同項中「平成26年4月1日」とあるのは「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成27年4月1日企業管理規程第3号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(企業長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号。以下「給与規程」という。)附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に98.5を乗じて得た額。)を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項に規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任

用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項、第24条第4項、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項の規定の適用については、給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項及び第24条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項中「給料月額及び」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

（雑則）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成28年3月1日企業管理規程第6号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月1日企業管理規程第4号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条(第9項の改正規定を除く。)及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年12月1日から適用する。
- 4 第1条の規定(給与規程第24条第9項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定及び第3条の規定(初任給等規程別表第9の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程第11条第1項中「同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「同条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第3項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当

する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第9項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第3項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で第3項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月1日企業管理規程第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）別表第7の改正規定に限る。）による改正後の初任給等規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規



定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 第3条の規定（給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。））による改正後の初任給等規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に

適用する場合に限る。)は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和2年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第8条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)(令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第12条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第6条の規定(給与規程第24条の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第12条の規定(任期付職員規程第7条の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第6条の規定による改正後の給与規程又は第12条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第6条の規定による改正前の給与規程又は第12条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与

は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の給与規程の第13条の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において第7条の規定による改正前の給与規程第13条の規定により支給されている住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る賃貸住宅に居住し、家賃を支払っている者のうち、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から改正後の給与条例第13条の規定による住居手当の額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員にあつては、一部施行日から令和3年3月31日までの間の住居手当については、改正後の給与規程第13条の規定にかかわらず、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から2,000円を減じた額とする。

附 則(令和2年6月1日企業管理規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則(令和2年9月1日企業管理規程第9号)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和2年12月1日企業管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日企業管理規程第2号)

(施行期日等)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月15日企業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月1日企業管理規程第6号)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日企業管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第23条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第23条第5項から第7項まで若しくは第29条第1項第1号から第3号まで、第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 1  
27.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

附 則（令和4年6月1日企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月1日企業管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月11日企業管理規程第14号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則（令和5年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第5条の

規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和4年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和5年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年3月23日企業管理規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第4項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第3条の規定による改正後の就業規程第23条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第2号）第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に

関する条例第25条、改正後の給与規程第23条第4項及び24条第3項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程の規定を適用する。
- 7 前5項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（令和5年8月1日企業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和5年12月1日から適用する。  
（給与等の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付

職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年12月1日企業管理規程第9号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和6年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月21日企業管理規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における第1条の規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「改正後給与規程」という。)第11条の規定の適用については、同条第1項中「に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。」とあるのは「に該当する扶養親族については1人につき3,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。」と、同条第3項第2号中「条例第6条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「条例第6条第2項第3号若しくは第5号」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与規程第12条の規定の適用については、同条第2号中「100分の4」とあるのは「100分の2」とする。ただし、研修医は除く。



別表第1（第5条関係）

医療職給料表（1）

（単位 円）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	314,100	369,700	426,300	494,900
	2	317,600	372,400	428,300	496,400
	3	321,000	375,000	430,200	497,900
	4	324,400	377,500	432,100	499,400
	5	327,800	379,900	433,500	501,000
	6	331,300	382,600	435,500	502,500
	7	334,700	385,200	437,400	504,000
	8	338,100	387,700	439,300	505,500
	9	341,500	390,100	440,700	507,100
	10	344,600	392,800	442,700	508,600
	11	347,700	395,400	444,600	510,100
	12	350,800	397,900	446,500	511,600
	13	354,000	400,300	447,900	513,200
	14	357,100	403,000	449,900	514,700
	15	360,200	405,600	451,800	516,200
	16	363,200	408,100	453,700	517,700
	17	366,200	410,500	455,100	519,300
	18	368,500	412,700	457,100	520,800
	19	370,800	414,800	459,000	522,300
	20	373,000	416,900	460,900	523,800
	21	374,900	419,000	462,300	525,400
	22	376,600	420,500	464,100	526,900
	23	378,300	422,000	465,900	528,400
	24	380,100	423,500	467,700	529,900
	25	381,900	424,900	469,500	531,500
	26	383,700	426,400	471,300	533,000
	27	385,300	427,900	473,100	534,500
	28	386,700	429,300	474,900	536,000
	29	388,100	430,700	476,700	537,600
	30	389,600	432,200	478,500	539,100
	31	391,100	433,700	480,300	540,600
	32	392,600	435,100	482,100	542,100
	33	394,100	436,500	483,900	543,700
	34	394,800	438,000	485,800	545,200
	35	395,400	439,500	487,700	546,700
	36	396,100	440,900	489,600	548,200
	37	397,000	442,300	491,500	549,800
	38	397,600	443,700	493,200	551,300
	39	398,200	445,100	495,000	552,800
	40	398,800	446,500	496,800	554,300
	41	399,400	447,900	498,400	555,900
	42	399,900	449,300	500,200	557,200
	43	400,400	450,700	502,000	558,500
	44	400,900	452,100	503,600	559,800
	45	401,400	453,500	505,000	561,200
	46	401,800	454,900	506,700	562,200
	47	402,200	456,300	508,500	563,200

48	402,600	457,700	510,200	564,200
49	403,000	459,100	511,700	565,200
50	403,400	460,800	513,000	566,100
51	403,800	462,400	514,300	567,000
52	404,200	464,000	515,600	567,900
53	404,600	465,600	516,600	568,800
54	405,000	466,800	517,900	569,700
55	405,400	468,000	519,200	570,500
56	405,800	469,100	520,500	571,400
57	406,100	470,100	521,500	572,300
58		471,100	522,300	573,200
59		472,000	523,100	574,100
60		472,800	523,900	574,800
61		473,500	524,800	575,700
62		474,200	525,600	576,600
63		474,900	526,400	577,500
64		475,500	527,100	578,400
65		476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	580,200
67		477,500	529,400	581,100
68		478,100	530,300	582,000
69		478,400	531,200	582,900
70		479,000	532,000	583,800
71		479,700	532,900	584,700
72		480,400	533,800	585,600
73		480,800	534,600	586,500
74		481,400	535,500	587,400
75		482,100	536,400	588,300
76		482,800	537,100	589,200
77		483,200	537,900	590,100
78		483,800	538,800	591,000
79		484,400	539,700	591,900
80		484,900	540,600	592,800
81		485,400	541,400	593,700
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800	549,300	
91		490,400	550,200	
92		490,800	551,100	
93		491,300	551,900	
94		491,900	552,800	
95		492,500	553,700	
96		493,000	554,600	
97		493,500	555,400	
98		494,100	556,300	
99		494,700	557,200	
100		495,200	558,100	

	101		495,700	558,900	
	102		496,300	559,800	
	103		496,900	560,700	
	104		497,400	561,600	
	105		497,900	562,400	
	106		498,500		
	107		499,100		
	108		499,600		
	109		500,100		
	110		500,700		
	111		501,300		
	112		501,800		
	113		502,300		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

(備考) この給料表の適用を受ける職員  
医師及び歯科医師

別表第2（第5条関係）

医療職給料表（2）

（単位 円）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外 の 職員	1	204,500	227,400	278,800	341,200	385,400
	2	206,400	228,700	279,600	342,900	387,300
	3	208,300	230,000	280,400	344,500	389,200
	4	210,400	231,300	281,100	346,100	391,000
	5	212,100	232,500	281,800	347,700	392,800
	6	214,100	233,600	282,600	349,400	394,700
	7	216,300	234,600	283,400	351,000	396,600
	8	218,400	235,600	284,100	352,600	398,400
	9	220,500	236,700	284,800	354,200	400,200
	10	221,600	237,900	285,500	355,900	402,100
	11	222,700	239,200	286,200	357,500	404,000
	12	223,800	240,500	287,000	359,100	405,800
	13	224,900	241,800	287,800	360,700	407,600
	14	225,800	243,100	288,600	362,400	409,500
	15	226,700	244,400	289,400	364,000	411,400
	16	227,600	245,600	290,100	365,600	413,200
	17	228,500	246,800	290,800	367,200	415,000
	18	229,400	248,000	291,900	368,800	416,900
	19	230,300	249,200	293,000	370,400	418,800
	20	231,200	250,400	294,200	372,000	420,600
	21	232,100	251,500	295,400	373,600	422,400
	22	233,000	252,400	296,600	375,600	424,000
	23	233,900	253,200	297,800	377,600	425,600
	24	234,800	254,000	299,000	379,600	427,100
	25	235,600	254,800	300,200	381,000	428,600
	26	236,400	255,600	301,400	382,700	429,900
	27	237,200	256,400	302,600	384,400	431,200
	28	238,000	257,200	303,800	386,100	432,500
	29	238,800	259,600	305,000	387,800	433,800
	30	239,600	262,000	306,200	389,300	435,000
	31	240,400	264,400	307,300	390,800	436,200
	32	241,200	266,800	308,500	392,300	437,300
	33	241,800	269,400	309,800	393,600	438,500
	34	242,400	270,200	311,000	394,900	439,600
	35	243,000	271,000	312,200	396,200	440,800
	36	243,500	271,800	313,400	397,300	442,000
	37	244,000	272,600	316,100	398,400	443,100
	38	244,600	273,400	318,800	399,500	443,900
	39	245,100	274,200	321,500	400,600	444,300
	40	245,500	275,000	324,200	401,700	445,000
	41	245,900	275,800	326,700	402,500	445,500
	42	246,400	276,600	328,300	403,300	445,900
	43	246,900	277,400	329,800	404,100	446,300
	44	247,400	278,200	331,300	404,900	446,700
	45	247,700	279,000	332,800	405,300	447,100
	46	248,000	279,900	334,400	405,900	447,500
	47	248,300	280,800	335,900	406,400	447,900

48	248,600	281,600	337,400	406,800	448,200
49	248,900	282,400	338,900	407,200	448,500
50	249,200	283,300	340,500	407,400	448,900
51	249,500	284,200	342,100	407,700	449,200
52	249,800	285,000	343,600	408,000	449,500
53	250,100	285,800	344,900	408,300	449,800
54	250,400	286,900	346,400	408,600	450,200
55	250,700	287,900	347,900	408,900	450,500
56	251,000	288,900	349,400	409,200	450,800
57	251,300	289,900	350,900	409,400	451,100
58	251,600	291,000	352,400	409,700	451,500
59	251,900	292,000	353,900	410,000	451,800
60	252,200	293,000	355,300	410,300	452,100
61	252,500	294,000	356,700	410,500	452,400
62	252,800	295,000	358,300	410,800	452,800
63	253,100	296,000	359,800	411,100	453,100
64	253,300	297,000	361,300	411,400	453,400
65	253,500	298,000	362,500	411,600	453,700
66	253,800	299,200	363,600	411,900	
67	254,100	300,300	364,800	412,200	
68	254,300	301,400	365,900	412,500	
69	254,500	302,500	366,900	412,700	
70	254,800	303,600	367,700	413,000	
71	255,100	304,700	368,700	413,300	
72	255,300	305,800	369,800	413,600	
73	255,500	306,900	370,800	413,800	
74	255,800	308,000	371,800	414,100	
75	256,100	309,100	372,800	414,400	
76	256,300	310,200	373,700	414,700	
77	256,500	312,000	374,500	414,900	
78		313,800	375,300		
79		315,600	376,200		
80		317,400	377,000		
81		319,300	377,500		
82		320,600	378,300		
83		321,900	379,100		
84		323,100	379,900		
85		324,000	380,300		
86		325,200	381,000		
87		326,400	381,700		
88		327,600	382,300		
89		328,700	382,700		
90		329,700	383,200		
91		330,700	383,800		
92		331,600	384,400		
93		332,500	384,800		
94		333,500	385,300		
95		334,500	385,800		
96		335,400	386,300		
97		335,900	386,900		
98		336,800	387,400		
99		337,500	388,000		
100		338,400	388,600		

101		339,100	389,100			
102		339,400	389,600			
103		339,900	390,100			
104		340,500	390,600			
105		341,100	390,900			
106		341,800	391,400			
107		342,500	391,800			
108		343,100	392,200			
109		343,800	392,600			
110		344,300				
111		344,900				
112		345,500				
113		345,800				
114		346,400				
115		346,900				
116		347,400				
117		347,900				
118		348,400				
119		348,900				
120		349,300				
121		349,600				
122		349,900				
123		350,100				
124		350,400				
125		350,900				
126		351,200				
127		351,500				
128		351,800				
129		352,200				
130		352,500				
131		352,800				
132		353,100				
133		353,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,000	219,600	261,700	287,300	328,400

(備考) この給料表の適用を受ける職員

薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士

別表第3（第5条関係）

医療職給料表（3）

（単位 円）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,900	279,800	293,000	311,300	341,300
	2	223,900	280,300	293,600	312,300	343,000
	3	225,800	280,800	294,200	313,300	344,700
	4	227,700	281,300	294,700	314,300	346,400
	5	229,600	281,800	295,200	315,300	348,200
	6	231,600	282,300	295,800	316,300	349,900
	7	233,600	282,800	296,400	317,300	351,600
	8	235,600	283,300	296,900	318,300	353,300
	9	237,600	283,800	297,400	319,300	355,100
	10	239,600	284,300	298,000	320,300	356,800
	11	241,700	284,800	298,600	321,300	358,500
	12	243,700	285,300	299,100	322,300	360,200
	13	245,600	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	246,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	248,000	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	249,100	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	250,200	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	251,100	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	252,000	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	252,900	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	253,700	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	254,500	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	255,200	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	255,900	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	256,700	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	257,500	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	258,300	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	259,000	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	259,700	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	260,600	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	261,500	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	262,300	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	263,100	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	264,000	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	264,800	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	265,600	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	266,400	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	268,200	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	270,000	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	271,800	302,100	322,800	355,600	410,700
	41	273,400	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	274,100	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	274,800	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	275,500	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	276,200	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	276,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	277,300	308,000	330,300	364,900	419,800

48	277,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	278,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	278,900	310,800	333,300	368,900	423,400
51	279,400	311,800	334,300	370,200	424,600
52	279,900	312,700	335,300	371,500	425,700
53	280,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	280,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	281,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	281,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	282,300	317,400	341,100	377,600	431,300
58	282,800	318,400	342,300	378,500	432,500
59	283,300	319,400	343,400	379,500	433,600
60	283,800	320,300	344,700	380,400	434,500
61	284,300	321,200	345,700	381,000	435,300
62	284,800	322,200	346,600	381,800	436,100
63	285,300	323,200	347,700	382,600	436,900
64	285,800	324,100	348,900	383,400	437,600
65	286,300	325,000	350,000	384,100	438,200
66	286,800	326,200	351,200	384,800	438,900
67	287,300	327,400	352,400	385,500	439,500
68	287,800	328,600	353,400	386,100	440,300
69	288,300	329,300	354,400	386,700	441,100
70	289,100	330,400	355,400	387,300	441,900
71	289,900	331,500	356,500	388,000	442,600
72	290,600	332,400	357,600	388,600	443,500
73	291,300	333,500	358,400	389,300	444,300
74	292,200	334,200	359,400	389,800	445,100
75	293,100	335,300	360,400	390,400	445,900
76	293,900	336,400	361,400	390,900	446,600
77	294,700	337,500	362,500	391,300	447,300
78	295,600	338,700	363,500	391,900	448,000
79	296,400	339,800	364,900	392,400	448,700
80	297,200	340,900	366,200	392,700	449,300
81	298,000	342,000	367,500	393,000	449,800
82	298,900	343,100	368,900	393,500	450,500
83	299,800	344,100	370,200	393,900	451,100
84	300,700	345,200	371,500	394,200	451,800
85	301,600	346,100	373,000	394,500	452,400
86	302,500	347,100	374,200	395,000	453,100
87	303,400	348,000	375,300	395,500	453,800
88	304,300	349,000	376,500	395,900	454,300
89	305,100	350,000	377,600	396,200	454,800
90	306,100	351,200	378,500	396,600	455,200
91	307,100	352,400	379,500	397,100	455,500
92	308,000	353,400	380,400	397,500	455,900
93	308,500	354,400	381,000	397,900	456,300
94	309,400	355,400	381,800	398,300	456,600
95	310,300	356,500	382,600	398,800	456,900
96	311,100	357,600	383,400	399,200	457,400
97	311,900	358,400	384,100	399,600	457,800
98	312,900	359,500	384,800	400,000	458,200
99	313,900	360,600	385,500	400,500	458,500
100	314,900	361,600	386,100	400,900	458,900



101	315,800	362,300	386,700	401,300	459,300
102	316,900	363,100	387,300	401,700	
103	317,900	363,900	388,000	402,200	
104	318,900	364,600	388,600	402,600	
105	319,700	365,200	389,300	403,000	
106	320,400	365,700	389,800	403,400	
107	321,100	366,200	390,400	403,900	
108	321,700	366,700	390,900	404,300	
109	322,200	367,300	391,300	404,700	
110	322,500	367,800	391,900	405,100	
111	323,100	368,300	392,400	405,600	
112	323,700	368,800	392,700	406,000	
113	324,100	369,200	393,000	406,400	
114	324,700	369,600	393,500	406,800	
115	325,300	370,200	393,900	407,300	
116	325,800	370,700	394,200	407,700	
117	326,200	371,000	394,500	408,100	
118	326,700	371,500	395,000	408,500	
119	327,200	371,900	395,500	409,000	
120	327,700	372,200	395,900	409,400	
121	328,100	372,800	396,200	409,800	
122	328,500	373,300	396,600	410,200	
123	328,800	373,800	397,100	410,700	
124	329,100	374,300	397,500	411,100	
125	329,400	374,900	397,900	411,500	
126	329,800	375,400		411,900	
127	330,100	375,900		412,400	
128	330,400	376,300		412,800	
129	330,600	376,900		413,200	
130	330,900	377,400		413,600	
131	331,200	377,900		414,100	
132	331,400	378,400		414,500	
133	331,600	379,000		414,900	
134	331,900	379,400			
135	332,200	379,900			
136	332,500	380,400			
137	332,700	381,000			
138	333,000				
139	333,400				
140	333,600				
141	333,800				
142	334,000				
143	334,400				
144	334,600				
145	334,900				
146	335,300				
147	335,700				
148	336,100				
149	336,400				
150	336,800				
151	337,200				
152	337,600				
153	337,900				

	154	338,300				
	155	338,600				
	156	339,000				
	157	339,300				
	158	339,700				
	159	340,100				
	160	340,500				
	161	340,800				
	162	341,200				
	163	341,600				
	164	342,000				
	165	342,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700	260,200	277,900	294,300	331,900

(備考) この給料表の適用を受ける職員  
保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士及び介護福祉士

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

（単位 円）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	287,200	335,700	378,700
	2	184,600	231,500	288,700	337,400	380,600
	3	185,800	233,000	290,200	339,000	382,500
	4	186,900	234,500	291,600	340,600	384,300
	5	188,000	236,000	293,000	342,200	386,100
	6	189,700	237,500	294,500	343,900	388,000
	7	191,300	239,000	296,000	345,500	389,900
	8	192,900	240,500	297,400	347,100	391,700
	9	194,500	242,000	298,800	348,700	393,500
	10	196,200	243,400	300,300	350,400	395,400
	11	197,800	244,800	301,800	352,000	397,300
	12	199,400	246,200	303,200	353,600	399,100
	13	201,000	247,400	304,600	355,200	400,900
	14	202,700	248,600	305,700	356,900	402,800
	15	204,400	249,800	306,700	358,500	404,700
	16	206,100	251,000	307,900	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	309,100	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	310,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	312,300	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	313,900	366,600	413,900
	21	213,600	257,400	315,400	368,000	415,700
	22	215,200	259,400	317,000	369,600	417,500
	23	216,800	261,400	318,600	371,200	419,300
	24	218,400	263,400	320,200	372,700	421,100
	25	220,000	265,300	321,700	374,600	422,700
	26	221,700	266,300	323,400	376,500	424,200
	27	223,000	267,300	325,000	378,400	425,700
	28	224,300	268,300	326,600	380,200	427,200
	29	225,600	269,300	328,000	381,700	428,700
	30	226,700	270,300	329,700	383,500	430,000
	31	227,800	271,300	331,400	385,200	431,300
	32	228,900	272,300	333,000	386,800	432,500
	33	230,000	273,300	334,200	388,500	433,700
	34	231,100	274,300	336,100	389,900	435,000
	35	232,200	275,300	337,800	391,300	436,300
	36	233,300	276,400	339,400	392,700	437,500
	37	234,400	277,400	340,900	394,100	438,700
	38	235,400	278,700	342,500	395,300	439,500
	39	236,400	280,000	344,100	396,500	440,300
	40	237,300	281,200	345,700	397,500	441,100
	41	238,200	282,500	347,400	398,600	441,700
	42	239,100	283,800	349,200	399,800	442,300
	43	239,900	285,000	351,000	400,900	442,900
	44	240,700	286,200	352,800	402,000	443,500
	45	241,400	287,300	354,300	402,700	444,200
	46	242,000	288,500	355,700	403,400	445,000
	47	242,600	289,800	357,100	404,100	445,400

48	243,200	291,100	358,500	404,800	446,100
49	243,800	292,400	360,000	405,400	446,600
50	244,400	293,400	360,800	406,000	447,000
51	245,000	294,400	361,800	406,500	447,400
52	245,500	295,500	362,800	406,900	447,800
53	246,000	296,600	364,500	407,300	448,200
54	246,400	297,800	366,200	407,500	448,600
55	246,700	298,900	367,900	407,800	449,000
56	247,000	300,100	369,600	408,100	449,300
57	247,300	301,300	371,500	408,400	449,600
58	247,600	302,600	372,400	408,700	450,000
59	247,900	303,900	373,400	409,000	450,300
60	248,200	305,200	374,500	409,300	450,600
61	248,500	306,500	375,300	409,500	450,900
62	248,800	307,800	376,200	409,800	451,300
63	249,100	309,100	377,100	410,100	451,600
64	249,400	310,400	377,900	410,400	451,900
65	249,700	311,700	378,700	410,600	452,200
66	250,000	313,000	379,500	410,900	452,600
67	250,300	314,300	380,300	411,200	452,900
68	250,600	315,400	381,000	411,500	453,200
69	250,900	316,300	381,700	411,700	453,500
70	251,200	317,600	382,400	412,000	453,900
71	251,500	318,900	383,100	412,300	454,200
72	251,800	320,200	383,800	412,500	454,500
73	252,100	321,400	384,300	412,700	454,800
74	252,400	322,700	384,900	413,000	
75	252,700	323,900	385,500	413,300	
76	253,000	325,100	386,200	413,500	
77	253,300	326,400	386,600	413,700	
78	253,600	327,500	387,200	414,000	
79	253,900	328,600	387,800	414,300	
80	254,200	329,700	388,300	414,500	
81	254,500	330,400	388,700	414,700	
82	254,800	331,300	389,300	415,000	
83	255,100	332,000	389,900	415,300	
84	255,400	332,800	390,400	415,500	
85	255,700	333,600	390,800	415,700	
86	256,000	334,000	391,300		
87	256,300	334,600	391,800		
88	256,600	335,300	392,400		
89	256,900	336,100	392,700		
90	257,200	336,800	393,100		
91	257,500	337,500	393,500		
92	257,800	338,100	393,900		
93	258,100	338,600	394,200		
94		339,200	394,500		
95		339,700	394,800		
96		340,300	395,000		
97		340,600	395,200		
98		341,100	395,500		
99		341,500	395,800		
100		341,900	396,000		

101		342,300	396,200		
102		342,800	396,500		
103		343,300	396,800		
104		343,800	397,000		
105		344,100	397,200		
106		344,500	397,500		
107		344,900	397,800		
108		345,300	398,000		
109		345,600	398,200		
110		346,000			
111		346,400			
112		346,800			
113		347,000			
114		347,400			
115		347,800			
116		348,200			
117		348,400			
118		348,800			
119		349,200			
120		349,500			
121		349,800			
122		350,200			
123		350,600			
124		351,000			
125		351,500			
126		351,900			
127		352,300			
128		352,700			
129		353,200			
130		353,600			
131		353,900			
132		354,200			
133		354,700			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第22条関係）

区分及び種類	支給を受ける職員の範囲	手当の額
特別診療等手当	医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級である者又は北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第1号）第3条に規定する特定任期付職員（以下、「特定任期付職員」という。）で医師職の者が、正規の勤務時間外において診療業務等に従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき3,000円
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿直勤務に引き続く勤務日の正規の勤務時間において北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第3号の規定により半日以下の職務に専念する義務の免除を受けずに勤務した場合	勤務1時間につき2,500円（1日につき4時間を限度とする。）
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）で正規の勤務時間外において蘇生研修の講師として従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき2,000円（1日につき5時間を限度とする。）
	全身麻酔業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	分娩の介助に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	他の医療機関から委託された画像診断業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき1,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、一の給与期間において宿日直勤務又は産科領域にかかる宅直勤務を4回以上命ぜられた場合	4回目以降の勤務1回につき10,000円
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿日直勤務中に患者対応した場合	救急搬送の患者対応1件につき500円
	医療職給料表（1）又は医療職給料表（2）の適用を受ける職員が、他の医療機関における診療等の委託業務に従事した場合	従事した時間1時間につき5,000円を超えない範囲内において企業長が別に定める額
	一の給与期間における正規の勤務時間が、専ら深夜の全部又は一部となる者で企業長が認める職員	月額20,000円
救急医療体制等確保手当	医療職給料表（1）の適用を受ける職員で第19条第1号アに規定する宿日直許可勤務以外の宿日直勤務を命ぜられた場合	勤務1回につき25,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額

	医療職給料表（１）の適用を受ける職員で第１９条第１号イに規定する宅直勤務のうち産科領域にかかる宅直勤務を命ぜられた場合	勤務１回につき３０，０００円
	医療職給料表（１）の適用を受ける職員で正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に対応した場合で企業長が別に定める基準を満たした場合（宿日直勤務、産科又は麻酔領域に係る宅直勤務を命ぜられている場合を除く。）	１回につき３，０００円
	医療職給料表（２）、医療職給料表（３）、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上である者又は特定任期付職員で医師職以外の者が、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に対応した場合で企業長が認める場合	勤務１時間につき１，５００円
	１２月２９日から翌年の１月３日までの間において医療体制の確保に必要な勤務に従事する職員	(1) 医療職給料表（１）の適用を受ける職員 勤務１時間につき２，０００円（勤務１回又は１日につき１６，０００円を限度とする。） (2) 前号以外の職員 勤務１時間につき１，２５０円（勤務１回又は１日につき１０，０００円を限度とする。）
	医療職給料表（１）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、１２月２９日から翌年の１月３日までの間において病院群輪番制による一次救急実施日に日直勤務した場合	日直勤務１回につき１０，０００円
	救急医療及び患者搬送を行うためにヘリコプターに搭乗して、機内等において診療等に従事した場合	(1) 医療職給料表（１）の適用を受ける職員 １回につき５，０００円 (2) 前号以外の職員 １回につき３，０００円
災害派遣等手当	地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び武力攻撃災害において、他の官公署からの派遣要請により救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員	(1) 医療職給料表（１）の適用を受ける職員 日額３０，０００円 (2) 前号以外の職員 日額１８，０００円
	正規の勤務時間外において災害等の発生の恐れがある場合又は発生した場合において、関係機関等との情報伝達等を行うことに備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）	１回につき９，０００円 （勤務時間が５時間未満の場合は、１００分の５０を乗じて得た額とする。）

防疫等作業手当	企業長が定める感染症の防疫等の業務に従事した場合	作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして病院長が定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務した場合（一の給与期間において10日を超えた場合に限る。）	月額3,000円

別表第6（第23条関係）

給料表	職員	加算割合
医療職給料表（1）	職務の級が4級の職員	100分の15
	職務の級が3級の職員	100分の10
	職務の級が2級の職員	100分の5
医療職給料表（2）	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で49号給（薬剤師にあつては53号給）以上の職員	
医療職給料表（3）	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で37号給以上の職員	
事務職給料表	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で37号給以上の職員	

別表第7（第24条関係）

基準日以前6月以内の勤務期間	期間率
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80



4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
1日以上15日未満	100分の5
0	0